

内閣提出法律案（二件）

[illegible]

敬告

大氣の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分については、昭和四十九年度から五十九年度までの間においては自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額の政府の交付金をもつて充てることとなっている。本法案は、この措置を昭和六十二年度まで継続しようとするものである。

ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分について、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に交付する措置を昭和六十年代から昭和六十二年までについても引き続き行おうとするものであります。

委員会においては、第一種地域の指定及び解除要件のあり方等に関する中公審への諮問理由及びディーゼル自動車に係る窒素酸化物削減方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、日本共産党を代表して近藤委員より、移動発生源に係る費用負担を自動車製造企業から徴収する制度に改めること等を内容とする修正案が提出されました。討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況にかんがみ、実効ある発生源対策の確立を図る等を内容とする八項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告いたします。